

\*テーマ： 外国語商標の類似性と識別性

(1) 英語から成る商標の場合、義務教育卒業程度の学力を基準に、識別性や類似性が判断されている。もちろん、当該商品が使用される業界、たとえば化粧品やアパレル業界ではフランス語が、医薬品や医療機器業界ではドイツ語が広く使用されているというように、指定商品や役務との関係も重要な判断要素となっている。

しかし、そのような特殊な事情がない場合、平均的日本人にはフランス語やドイツ語、イタリア語などの外国語は誰でも理解できるというものではないので、通常識別性があると判断され、そして類否判断においても商標の一部として非類似と判断される要素となっている。

(2) 外国語商標においては、その商標からどのような称呼が生ずるかという問題がある。上述のように、日本人にはフランス語やドイツ語などの外国語は発音が難しいため、特許庁も裁判所もまずは英語式の発音で称呼を特定して、識別性や類似性を判断している。

たとえば、**レールデュタン事件**(東高判 H9((行ケ)164)では、フランス語の商標「L'AIR DU TEMPS」について、フランス語の発音は難しいので英語式に「レアーデュテンプス」の称呼が生ずると判断している。しかし、権利者であるニナリッチ社は「L'AIR DU TEMPS」を「レールデュタン」と称呼して商品を販売しているのであるから、需要者はその正しい称呼によって商標を理解するのであり、あえてメーカーとは異なる称呼を認定する意味はない。

たとえば、化粧品や健康食品で知られる株式会社ファンケルの商標「FANCL」は、通常であれば「ファンケル」と読むことができないが、権利者が「ファンケル」の称呼によって営業を行なうことによって需要者は「ファンケル」と認識するのである。

同じように、銀座のデパート「Printemps」も英語式の「プリンテンプス」ではなく、正しく「ブランタン」として顧客に認識されている。仮に新規の顧客が「プリンテンプスデパートですか?」と聞いても、「ブランタンデパート」ですと修正されるはずであり、それによって正しい店名を記憶するのである。

従って、外国語の商標については、権利者がどのような称呼によって営業を行なっているかという取引の実情から正しい称呼を認定すべきであろう。なお、レールデュタン事件については、小谷武著「商標教室 判例研究編」に詳しく紹介されている。

(1) イタリア語

識別性 (○:あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
スペチャーレ	30		2008-29428	イタリア語で「speciale」は「特別の、(食品について)上等の、最良の」の意
セリエフィーネ Serie Fine	20		2004-3478	イタリア語で「Serie」は「組物」、「Fine」は「高級」の意
アビト A Bito	25		H10-9021	イタリア語で「abito」は「上着、洋服」の意
エクセレンテ	旧 29		S56-15750	イタリア語で「excellente」は「優れた、卓越した」の意
LA TAVOLA ラ タボラ	旧 19		S59-6902	イタリア語で「LA TAVOLA」は「テーブル、食卓」の意
BOTTEGA	旧 29		S59-21907	イタリア語で「BOTTEGA」は、「店、商店」の意

類似性 (= :類似, X :非類似)

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
1000 MIGLIA	=	ミリヤ MIGLIA	旧 12	H2-23420	「MIGLIA」は「ミア」の称呼を生ずる。
BOTTEGA JIRO	=	ジロー	旧 29	S59-21908	「BOTTEGA」は「店」を意味し、商品を販売する場所にすぎないため、取引上、本願商標における自他商品の識別機能を果たす部分は「JIRO」と認識される場合も少なくないとみるのが相当である。

## (2) 英語

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
TALISMAN	旧21		S59-24273	英語で「TALISMAN」は、「お守り入れ、護符入れ」の意
MADONNA LILY マドンナリリー	旧4		H1-5648	「マドンナリリー」は、天然香料の一種であるが、我が国において、一般に親しまれているものとは言えない。むしろ、「MADONNA」=「あこがれの夫人」、「LILY」=「百合」のとして親しまれていることから、全体として「リリー婦人」程度の意味に解され、一種の造語と認められる。
ガーデニア	旧28		S59-19898	英語で「gardenia」は、「くちなし」の意

## (3) スペイン語

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
DE BELLOTA	29		2002-14781	スペイン語で「BELLOTA」は「どんぐり」の意
CAFETÍN カフェティン	旧18		S60-17123	スペイン語で「cafetin」は「小さな喫茶店」の意
PICADOR	旧26		S57-7334	スペイン語で「PICADOR」は「副闘牛士、突き手」の意

## (4) 中国語

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
美磋 BIHATSU	旧4		H2-14678	中国語で「美磋」は「美しい髪」の意
ニユイハイツ 女孩子	旧22		S57-23936	中国語で「女孩子」は「女の子、少女」の意
ナンハイツ 男孩子	旧22		S57-12982	中国語で「男孩子」は「男の子」の意

類似性 (= :類似, X:非類似)

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
超硬	×	<b>CHANGHONG 长虹</b>	9	2003-16238	引用商標の後半部が、「チョウコウ」との特定の称呼を生じるとはできない。

## (5) ドイツ語

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
TOKIO	36		2002-7417	ドイツ語で「TOKIO」は「TOKYO」の意
HONIG	旧30		S59-16197	ドイツ語で「HONIG」は「蜂蜜」の意

類似性 (= :類似, X:非類似)

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
KÜCHEN MEISTER	×	CHEF コック長	旧19	S56-571	ドイツ語で「KÜCHEN MEISTER」は、「料理人頭、コック長」の意であるが、その意味をわが国の一般公衆が直ちに理解できる程度に普及しているとは言えず、特定の観念を生じない。
MÖLLER S	×	モーラス	5	2007-680001	「MÖLLER S」から「メラーズ」のほか、ドイツ語風の「メラーズ」の称呼も認定。

## (6) フランス語

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
ルシェヴー LE CHEVEU	3		2006-15916	フランス語で「LE」は定冠詞、「CHEVEU」は「髪の毛」の意
オーベルジーヌ Classe d Or	30		2002-1494	フランス語・英語で「aubergine」は「ナス、なす紺(色)」の意
blue bleu bleue	33		2000-556	フランス語で「Classe d Or」は「金の等級」の意
PEAU ポー	18		2002-9251	フランス語で「bleu」「bleue」は「青」の意
NOIR	旧4		S63-18258	フランス語で「peau」は「皮膚」の意
AZUR FRAGRANCES	旧4		S59-22554	フランス語で「NOIR」は「黒い、黒色」の意
エボンジュ	旧4		S62-1370	フランス語で「AZUR」は「空色」の意
ヴィザージュ	旧4		S59-12335	フランス語で「EPONGE」は「海綿」の意
HUIT	25		S58-3639	フランス語で「VISAGE」は「顔、顔色、血色」の意
			2007-900563	フランス語で「HUIT」は「(数字の)8」の意

類似性 (= :類似, X:非類似)

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
HUIT	x	8 (口)	25	2007-900563	フランス語で「HUIT」は「(数字の)8」の意

## (7) ポルトガル語

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
FAZENDA ファゼンダ	旧29		S55-5306	ポルトガル語で「FAZENDA」は「大農場、大牧場」の意

## (8) ギリシャ文字

識別性 ( :あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
- Socket	9		2007-28193	指定商品第9類「ソケット」
ハイガンマーE LAMBDA	旧1		S60-7878	
エスケイセプナルファ SK7	旧11		S60-6533	本願商標は、ギリシャ文字の「λ」とは、外観が異なるばかりでなく、「LAMBDA」の文字自体が、商品の規格、形式等を表すものとして、普通に使用されている事実を認めることができない。
ゴールド	28		2003-22887	
ウブシロン	旧13	x	S58-3611	「ゴールド」は、商品の品質の誇称表示であり、「λ」は商品の記号・符号として用いられることが少なくないため、全体として特別の意味をもたない。
	旧11	x	S56-23157	3条1項5号に該当。このほか、「λ」、「λ」、「λ」、「λ」、「λ」についても、本願商標と同様の形態で出願されたが、いずれも3条1項5号により、拒絶審決。

類似性( = :類似, X:非類似)

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
μ PD	=	μ PD	旧11	S63-19170	本願商標の「 」と「μ PD」はその大きさから、視覚分離して看取される。
Express	=	EXPRESS	9	2000-10373	「 」の文字が「Express」の文字より大きく表わされていることから、両者は、視覚上分離して看取される。
クリスタルアルファ クリスタル	×	クリスタル CRYSTAL CRISTAL CRISTALLE	3	2004-10419	本願商標は一連に称呼し得るものである。
cera	×	ミューセラ	7	2007-533	本願商標は「ニューセラ」一連の称呼で非類似。
STAGE	×	STAGE	9	2003-19314	一体不可分のものと認識される。
μ Phoenix	×	FENIX Fenix フェニックス	9	2003-19316	
GEL	×	ALPHA アルファ	旧24	S63-10109	本願商標は外観上まとまりよく表わされており、「アルファゲル」の称呼のみ生ずる。
BAB N	×	BABYLONE	14	2002-90300	本願商標からは称呼は生じない。